

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月10日（平成29年（行個）諮問第32号）

答申日：平成29年10月30日（平成29年度（行個）答申第120号）

事件名：療養補償給付の不支給決定について本人が行った再審査請求に関する
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「申立人が過去に再審査請求を行った労災にかかる資料の一切（平成23年労第X号事案）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月19日付け厚生労働省発基1019第1号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の求める審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

趣旨

ア 平成23年労第X号につき個開第197号にて開示せよ

イ 平成23年労第Y号は不開示行使せよ，つまり不必要

ウ 開示対象文書については，同一の封筒に入れ送付せよ

エ 相手方の国家公務員法84条があり処罰せよ

理由

同一申立人が申立人の個人情報を開示する上で、過去厚労省は特定会社健保組合に対する文書について多量資料を同一封筒で送付してきた実務上の取扱いがある。この事実を労働保険審査会に照らし合わせた時に職権乱用があり、ここには刑法38条をベースとする。又、H19.5月の労災認定につき申立人は症状固定の診断書を提出していないのに同担当は解釈を加えることなく却下したことがある。つまり処罰せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年9月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「申立人が過去に再審査請求を行った労災にかかる資料の一切（平成23年労第X号事案）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成28年10月19日付け厚生労働省発基1019第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は以下の理由によりこれを不服として、平成28年11月10日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。
- ア 平成23年労第X号につき個開第197号にて開示せよ
 - イ 平成23年労第Y号は不開示行使せよ、つまり不必要
 - ウ 開示対象文書については、同一の封筒に入れ送付せよ
 - エ 相手方の国家公務員法84条があり処罰せよ

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号の規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 労働保険審査会について

労働保険審査会は、労働保険審査会及び労働保険審査官法（昭和31年法律第126号）25条に基づき、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）38条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）69条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に設置されている機関である。

(2) 本件対象行政文書について

請求者が開示を求める文書は、労働保険審査会が平成23年特定月日に裁決を行った請求者に係る「平成23年労第X号」事件及び「平成23年労第Y号」事件のうち、「平成23年労第X号」事件に関する行政文書であり、特定傷病の療養補償給付の請求に係る不支給処分についての再審査請求事件の審査関係書類である。

なお、本件対象行政文書については、平成28年10月5日付けで請求者あて本件開示請求に係る再補正依頼を行い、平成28年10月6日付け（同月11日受付）の回答により、「平成23年労第X号」事件に係る書類と特定した上で、「平成23年労第X号」事件に係る文書についてのみ原処分を行っており、「平成23年労第Y号」事件に係る文書については開示を行っておらず、処分自体存在しないことから、上記1(2)の請求者の主張のうち、イについては不適法である。

4 不開示情報該当性について

上記1(2)の請求者の主張のうち、アについて、本件対象行政文書の不開示部分には開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示するこ

とにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、これらの情報については、法14条2号本文に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

5 請求者の主張について

請求者が求めている上記1(2)のうち、アに対しては上記4のとおりであり、また、イに対しては上記3(2)なお書き以下のとおりである。

その他、ウ及びエは、開示決定等自体についての不服申立てではなく、その当否は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年2月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 同年6月15日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年10月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「申立人が過去に再審査請求を行った労災にかかる資料の一切(平成23年労第X号事案)」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

原処分において不開示とされている部分には、審査請求人以外の再審査請求事件に関する再審査請求人及び再審査請求代理人の氏名並びに再審査請求の趣旨が記載されている。

これらの情報は一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も

認められない。

次に、法15条2項による部分開示の可否について検討すると、再審査請求人及び再審査請求代理人の氏名は個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。また、再審査請求の趣旨は、これを開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないとは認められないから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

処分庁は、開示請求の対象ではない保有個人情報をもって開示しており、今後、開示決定等及び開示の実施に当たっては、同様の事態を生じさせないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子